



各位

定款一部変更に関するお知らせ

記

以上

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 4 条 <条文省略> 第 2 章 株 式 第 5 条～第 6 条 <条文省略> (単元未満株主の権利制限) 第 7 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 <新設> <新設> (株主名簿管理人) 第 8 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 (株式取扱規則) 第 9 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第 1 章 総 則 第 1 条～第 4 条 <現行どおり> 第 2 章 株 式 第 5 条～第 6 条 <現行どおり> (単元未満株主の権利制限) 第 7 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. <u>次条に定める請求をする権利</u> (<u>単元未満株式の買増し</u>) 第 8 条 当会社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u> (株主名簿管理人) 第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。 ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 (株式取扱規則) 第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会から委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規則による。

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株 主 総 会 第10条～第16条 <条文省略> 第4章 取締役、執行役員および取締役会 第17条 <条文省略> (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。 <新設> (取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 <新設> <新設> <新設>	第3章 株 主 総 会 第11条～第17条 <現行どおり> 第4章 取締役、執行役員および取締役会 第18条 <現行どおり> (取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>12</u>名以内とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u> (取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって</u>選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 <u>② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>③ 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。</u> <u>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および会長) 第 21 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役 1 名または複数名を選定し、また必要に応じ、取締役の中から会長 1 名を選定することができる。 (執行役員) 第 22 条 取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。 ② 取締役会は、その決議によって、社長執行役員 1 名を選定し、また必要に応じ、<u>会長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員その他の役付執行役員</u>を選定することができる。 ③ 社長執行役員は、当会社を代表する。 (取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役が招集し、議長となる。ただし、代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 1 週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の方法) 第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。 (取締役会の決議の省略) 第 26 条 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u>	(代表取締役および会長) 第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役 1 名または複数名を選定し、また必要に応じ、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>会長 1 名を選定することができる。 (執行役員) 第 23 条 取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。 ② 取締役会は、その決議によって、社長執行役員 1 名を選定し、また必要に応じ、<u>副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員その他の役付執行役員</u>を選定することができる。 ③ 社長執行役員は、当会社を代表する。 (取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役にに対し、会日の 1 週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の方法) 第 26 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</u> (取締役会の決議の省略) 第 27 条 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
＜新設＞ （取締役会の議事録） 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 （取締役の報酬等） 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第 29 条 ＜条文省略＞ 第 5 章 監査役および監査役会 （監査役および監査役会の設置） 第 30 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。 （監査役の員数） 第 31 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。 （監査役の選任） 第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	（業務執行の決定の取締役への委任） 第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 （取締役会の議事録） 第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 （取締役の報酬等） 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。 第 31 条 ＜現行どおり＞ ＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞

現 行 定 款	変 更 案
<u>④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</u> <u>（監査役の任期）</u> <u>第 33 条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u> <u>ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときを超えることができないものとする。</u> <u>（常勤の監査役）</u> <u>第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> <u>（監査役会の招集通知）</u> <u>第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の１週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>（監査役会の決議の方法）</u> <u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> <u>（監査役会の議事録）</u> <u>第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> <u>（監査役の報酬等）</u> <u>第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> <u>（監査役との責任限定契約）</u> <u>第 39 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、監査役との間に、会社法第 423 条</u>	<削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
<u>第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u> ＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞ 第 6 章 会 計 監 査 人 第 40 条～第 42 条 ＜条文省略＞ （会計監査人の報酬等） 第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第 7 章 計 算 第 44 条～第 47 条 ＜条文省略＞	第 5 章 監 査 等 委 員 会 （監査等委員会の設置） 第 32 条 当会社は、<u>監査等委員会を置く。</u> （常勤の監査等委員） 第 33 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。 （監査等委員会の招集通知） 第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 1 週間前までに発する。<u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> （監査等委員会の決議の方法） 第 35 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 （監査等委員会の議事録） 第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。 第 6 章 会 計 監 査 人 第 37 条～第 39 条 ＜現行どおり＞ （会計監査人の報酬等） 第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第 7 章 計 算 第 41 条～第 44 条 ＜現行どおり＞